

## 美祢市業務委託最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、美祢市が発注する業務委託契約（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を除く。）の締結にあたり、美祢市財務規則（平成20年美祢市規則第61号。以下「規則」という。）第90条において準用する規則第86条の2第2項の規定に基づくあらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定しようとするものの取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる業務委託)

第2条 この訓令の対象となる業務委託は、指名競争入札により発注する業務委託のうち、予定価格が100万円を超える庁舎その他施設の建物清掃業務、警備業務（人的警備に限る。）及び給食調理業務とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(最低制限価格の決定)

第4条 入札執行者は、入札日までに前条に規定する方法により、最低制限価格の根拠となる書面を作成するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、その旨を指名通知により入札に参加させる者として指名した者全員に周知するものとする。

(落札者の決定等)

第6条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは落札者決定時に公表し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格で入札した者は、不落札とする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行し、施行の日以降に指名通知する入札について適用する。